

厚岸町条例第14号

厚岸町総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例

(厚岸町総合計画策定審議会条例の一部改正)

第1条 厚岸町総合計画策定審議会条例(昭和46年厚岸町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(審議会招集の特例)

第6条の2 会長は、緊急の必要があり審議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(国土利用厚岸町計画策定審議会条例の一部改正)

第2条 国土利用厚岸町計画策定審議会条例(昭和56年厚岸町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(審議会招集の特例)

第6条の2 会長は、緊急の必要があり審議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(厚岸町行政改革推進委員会設置条例の一部改正)

第3条 厚岸町行政改革推進委員会設置条例（昭和61年厚岸町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条の次に次の1条を加える。

(委員会招集の特例)

第5条の2 会長は、緊急の必要があり委員会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(厚岸町字名等改正審議会条例の一部改正)

第4条 厚岸町字名等改正審議会条例（平成12年厚岸町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(審議会招集の特例)

第6条の2 会長は、緊急の必要があり審議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

- 2 前条第2項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(厚岸町史編さん審議会条例の一部改正)

第5条 厚岸町史編さん審議会条例（平成8年厚岸町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「の招集」を削り、同条に次の3項を加える。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条の次に次の1条を加える。

(審議会招集の特例)

第5条の2 会長は、緊急の必要があり審議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

- 2 前条第2項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(厚岸町行政不服審査会条例の一部改正)

第6条 厚岸町行政不服審査会条例(平成28年厚岸町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(審査会招集の特例)

第5条の2 会長は、緊急の必要があり審査会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審査会の会議に代えることができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(厚岸町情報公開条例の一部改正)

第7条 厚岸町情報公開条例(平成11年厚岸町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第34条の次に次の1条を加える。

(審査会招集の特例)

第34条の2 会長は、緊急の必要があり審査会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審査会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(厚岸町特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第8条 厚岸町特別職報酬等審議会条例（昭和45年厚岸町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「町長」を「、町長」に、「招集する」を「招集し、その議長となる」に改め、同条に次の1項を加える。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条の次に次の1条を加える。

(審議会招集の特例)

第5条の2 会長は、緊急の必要があり審議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(厚岸町子ども・子育て会議条例の一部改正)

第9条 厚岸町子ども・子育て会議条例（平成25年厚岸町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て会議招集の特例)

第6条の2 会長は、緊急の必要があり子ども・子育て会議の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、子ども・子育て会議の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例の一部改正)

第10条 厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例（平成15年厚岸町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第32条の次に次の1条を加える。

(審議会及び部会招集の特例)

第32条の2 会長は、緊急の必要があり審議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

2 前項の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の場合について準用する。

(厚岸町国民保護協議会条例の一部改正)

第11条 厚岸町国民保護協議会条例（平成18年厚岸町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(協議会招集の特例)

第4条の2 会長は、緊急の必要があり協議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(厚岸町スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第12条 厚岸町スポーツ推進審議会条例（昭和54年厚岸町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(審議会招集の特例)

第8条の2 会長は、緊急の必要があり審議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(厚岸町水道事業経営審議会条例の一部改正)

第13条 厚岸町水道事業経営審議会条例（平成22年厚岸町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(審議会招集の特例)

第4条の2 会長は、緊急の必要があり審議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和3年3月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成12年厚岸町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(会議に代えて書面により審査、審議又は調査等を行った場合の報酬の特例)

第2条の2 会議に代えて書面の回付により審査、審議又は調査等を行った場合の前条第5項の規定は、実際に職務に従事した時間にかかわらず、同項第1号を適用する。